枚方市条例第 23 号

枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例等の一部を改正する条例

(枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例の一部改正)

第1条 枚方市水道事業及び下水道事業に関する条例(昭和41年枚方市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(枚方市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年枚方市条例第48号)の一部を次のように 改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(枚方市監査委員条例の一部改正)

第3条 枚方市監査委員条例(平成6年枚方市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則[令和6年3月7日公布]

この条例は、令和6年4月1日から施行する。